

出入国管理法改正は農業の労働力対策となるか

◆農業や建設、介護などで、即戦力外国人の在留資格「特定技能」創設

2018年12月、改正出入国管理法が成立し、19年4月から施行される。これまで外国人の労働は、医師や弁護士など専門的・技術的分野の高度人材（約24万人）のほか、技能実習（約26万人）、留学生のアルバイト（約30万人）などが認められていた。今回の改正では、生産性向上や国内人材確保に取り組んでもなお人手不足が深刻化する「特定産業分野」で、一定の専門性・技能を持つ即戦力に新たな在留資格「特定技能」が設けられ、最長で通算5年の在留が可能となる。

特定産業分野は介護や建設、農業など14分野で、日常会話レベルの日本語能力と当該分野の知識と経験（技能水準）が試験などで確認される。技能水準は技能実習3年修了レベルとされ、技能実習から「特定技能」への移行が可能となる。今後5年間の受入れ人数（最大値）は介護6万人、建設4万人、農業36,500人など合計35万人弱と見込まれている。多くの分野では、この人数が新たに海外から入るといふより、すでに日本にいる技能実習生の在留資格が変更されそうである。

◆農業「特定技能」予備軍の技能実習生は、中国からが減り、ASEANが増加中

農業を主業とする基幹的農業従事者は平成30年間で半減（90年300万人→15年175万人）する一方、外国人技能実習生は17年に24,000人まで増え、茨城や熊本、千葉、北海道などでは技能実習生は不可欠な存在となっている。17年からは京都府や愛知県、新潟市の国家戦略特区で外国人の農業就労も認められた。今回の農業分野の「特定技能」資格では、労働者の雇用のほか派遣形態が認められ、季節や農作物の種類による農作業の繁閑に応じた労働者の融通が可能になる。

農業分野では、「特定技能」への移行が見込まれる技能実習生の出身国は、ここ数年、経済大国化した中国からが減少し、ベトナムやフィリピン、インドネシアなどASEAN地域が増加している。経済発展に伴ってASEAN各国の所得が上昇していけば、中国同様、日本に技能実習生として「出稼ぎ」に来る魅力は減じていく。当面の労働力を、今は増えている技能実習生と「特定技能」資格者で確保できても、それが中期的に安定的な労働力対策となるかは不透明だ。

【長谷川雅史】